

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：東京都東村山市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和54年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	東村山市	職員数 (H23. 4. 1現在)	7
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	114 (20年度)	財政力指数	0.87 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	95.8 (20年度)	実質公債費比率 (%)	6.7 (21年度)
		将来負担比率 (%)	104.7 (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	東村山市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度から平成27年度
計画策定責任者	東京都東村山市長 渡部 尚
既存計画との関係	「第4次東村山市行政財政改革大綱 第1次実行プログラム」（平成23年度～25年度）
公表の方法等	当市ホームページに公表する。議会への説明は本計画が承認を受けた後に行うものとする。
基本方針	当計画は東村山市公共下水道事業の健全な経営を目的に作成する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計	
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,358,680.7	1,169,689.9	946,418.2	0	3,474,788.7
	補償金免除額	314,380.3	256,549.1	286,212.5	0	857,141.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0	0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(0)	(939,906.9)	(0)	(0)	(939,906.9)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公営企業債	公共下水道事業	1,334,773	1,150,275	921,830	0	3,406,878
	流域下水道事業	23,908	19,415	24,588	0	67,911
	合 計 (A)	1,358,681	1,169,690	946,418	0	3,474,789
「繰上償還希望額」欄の 「再掲」(再掲)の区分						
	合 計 (B)	0	0	0	0	0
	公営企業で負担するもの(A)-(B)	1,358,681	1,169,690	946,418	0	3,474,789

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公営企業債	公共下水道事業	0	0	0	0	0
	流域下水道事業	0	0	0	0	0
	合 計 (A)	0	0	0	0	0
「繰上償還希望額」欄の 「再掲」(再掲)の区分						
	合 計 (B)	0	0	0	0	0
	公営企業で負担するもの(A)-(B)	0	0	0	0	0

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公営企業債	公共下水道事業	0	933,638	0	0	933,638
	流域下水道事業	0	6,269	0	0	6,269
	合 計 (A)	0	939,907	0	0	939,907
「繰上償還希望額」欄の 「再掲」(再掲)の区分						
	合 計 (B)	0	0	0	0	0
	公営企業で負担するもの(A)-(B)	0	939,907	0	0	939,907

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市の下水道事業は昭和50年度に着手し、平成7年度末には汚水整備率100%を達成している。しかし比較的短期間（20年余）で集中的に整備したことにより各年度の地方債元利償還金が多額であり（歳出予算に占める公債費の割合が平成21年度決算では69.4%）下水道財政を圧迫しているのが現状である。平成19年度、20年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還により高金利債を低金利債に借換え、利子支払経費をおよそ4億8千5百万円縮減したが依然として歳出予算に占める公債費の割合は高い水準で推移する。平成33年度末まで元利償還金が20億円を上回る見通しである。また、維持管理費増加の目安とされる築後30年を越える施設が今後増えていく中で、これらの施設更新経費に併せて耐震化経費が増大するものと考えられる。一般会計も厳しい財政状況の中で多額の繰入金を元利償還金に充当し、21年度決算で汚水処理原価が131円であるのに対し使用料単価が128円と下回っている状況であることから使用料改定が必要なことは認識している。しかし、料金ランクは既に多摩地区、特に近隣自治体と比較し上位であり、償還金が多いことを理由とした料金改定を使用者に理解してもらうことは大変困難であると考えている。</p>
経営課題	<p><b>課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化</b></p> <p>平成21年1月より東京都の制度に準拠した給与構造改革を行い給与削減を行った。また平成19・21・22年度に1名ずつ職員の減を行った。一般会計から多額の繰入金を充当している体制から脱却するために、今後も給与の抑制及び厳しい定数管理を図っていかねばならない。</p>
	<p><b>課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</b></p> <p>平成21年度は退職した職員を不補充にし、下水道事業経験のある再任用職員を維持管理業務に配置し、サービス供給を維持しつつコストを削減した。今後は委託業務範囲の拡大、嘱託職員の導入、更なる再任用職員への切り換え、多摩地域で事業の共同化など業務体制見直しを行い、人件費・事業費の両面で経費削減を検討していかねばならない。</p>
	<p><b>課 題 ③ 資本投下の抑制</b></p> <p>現在は汚水整備事業が終了し、効率的な維持管理のためにポンプ場の自然流下切替工事や浸水の危険性が高い箇所の雨水管整備等のみに資本投下を行っている。今後は限られた維持管理費を効果的に使うため、長期的視点に立って古い管渠の更新・改築や耐震化等を着実に進め、多額の資本投下が一時期に集中しないように維持管理の平準化を進めていかねばならない。</p>
	<p><b>課 題 ④ 料金水準の適正化</b></p> <p>平成12年度に平均16.6%の料金改定を行ったが市民や企業の節水意識の浸透や節水機器の普及により使用料収入は伸び悩んでいる。料金水準は多摩地区、特に近隣自治体と比較して上位ランクに属しているため改定は難しいと考えるが、適正な使用料設定が経営には必要であり、今後は社会情勢の変化に伴う適切な料金体系の再構築という視点で使用料見直しの検討をしていかねばならない。</p>
留意事項	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	3,098	3,268	3,047	3,017	3,223	3,368	3,207	3,304	3,227	3,310	3,213	3,183	3,117	3,041	2,997
	(1) 営 業 収 益 (B)	2,210	2,147	2,162	2,155	2,152	2,139	2,099	2,140	2,080	2,141	2,078	2,142	2,012	2,143	2,009
	ア 料 金 収 入	2,069	2,017	2,034	2,029	2,028	2,019	1,979	2,021	1,962	2,023	1,957	2,025	1,893	2,027	1,889
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	141	130	128	126	124	120	120	119	118	118	121	117	119	116	120
	( 雨 水 処 理 負 担 金 )	(127)	(129)	(127)	(125)	(123)	(119)	(119)	(118)	(117)	(117)	(119)	(116)	(118)	(115)	(118)
	(2) 営 業 外 収 益	888	1,121	885	862	1,071	1,229	1,108	1,164	1,147	1,169	1,135	1,041	1,105	898	988
	ア 他 会 計 繰 入 金	888	1,120	883	857	1,070	1,227	1,107	1,162	1,146	1,167	1,135	1,039	1,104	896	988
	イ そ の 他	0	1	2	5	1	2	1	2	1	2	0	2	1	2	0
	2 総 費 用 (D)	2,420	2,256	2,230	2,090	2,022	2,004	1,950	1,815	1,715	1,713	1,618	1,660	1,604	1,607	1,550
(1) 営 業 費 用	1,042	950	1,107	1,044	1,034	1,075	1,050	1,072	1,019	1,070	1,044	1,068	1,083	1,065	1,085	
ア 職 員 給 与 費	84	71	65	62	57	59	57	59	53	60	51	61	50	61	56	
ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	958	879	1,042	982	977	1,016	993	1,013	966	1,010	993	1,007	1,033	1,004	1,029	
(2) 営 業 外 費 用	1,378	1,306	1,123	1,046	988	929	900	743	696	643	574	592	521	542	465	
ア 支 払 利 息	1,378	1,306	1,123	1,046	988	929	900	743	696	643	574	592	521	542	465	
雨 水 分	48	45	42	40	37	35	35	28	34	24	32	22	31	20	30	
汚 水 分	1,328	1,259	1,079	1,005	950	893	864	714	661	618	541	569	489	521	434	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	678	1,012	817	927	1,201	1,364	1,257	1,489	1,512	1,597	1,595	1,523	1,513	1,434	1,447	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,490	2,762	1,853	890	1,039	4,049	4,043	2,467	2,441	1,164	1,035	1,055	1,035	991	1,170
	(1) 地 方 債	1,078	2,615	1,764	830	970	3,996	3,989	2,372	2,316	1,041	965	967	921	928	1,001
	資 本 費 平 準 化 債	700	780	622	711	911	900	900	850	850	850	850	800	800	800	800
	(2) 他 会 計 補 助 金	377	97	78	52	66	46	46	61	82	68	44	54	68	49	96
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	21	18	0	0	0	0	0	27	31	48	17	27	38	7	64
	(6) 工 事 負 担 金	14	11	11	8	2	7	8	7	10	7	9	7	8	7	8
	(7) そ の 他	0	21	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,164	3,748	2,702	1,823	2,230	5,413	5,300	3,956	3,910	2,761	2,659	2,578	2,548	2,425	2,605
(1) 建 設 改 良 費	180	228	155	154	82	156	39	265	212	318	211	258	226	198	379	
ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,984	3,520	2,547	1,669	2,148	5,257	5,261	3,691	3,698	2,443	2,447	2,320	2,322	2,227	2,226	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 674	△ 986	△ 849	△ 933	△ 1,191	△ 1,364	△ 1,257	△ 1,489	△ 1,469	△ 1,597	△ 1,624	△ 1,523	△ 1,513	△ 1,434	△ 1,435	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
	(計面前5年度)	(計面前4年度)	(計面前3年度)	(計面前々年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4	26	△ 32	△ 6	10	0	0	0	0	43	0	△ 29	0	0	0	0	12
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	19	23	49	17	11	21	21	21	21	20	21	63	21	34	21	34	34
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	23	49	17	11	21	21	21	21	21	63	21	34	21	34	21	34	46
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
実 質 収 支 (P)	23	49	17	11	21	21	21	20	21	63	21	34	21	34	21	34	39
(N)-(O) 赤字 (Q)																	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	70.3	56.6	63.8	80.3	77.3	46.4	44.5	60.0	59.6	79.6	79.0	80.0	79.4	79.3	79.4	79.4	79.4
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2,210	2,147	2,162	2,155	2,152	2,139	2,099	2,140	2,080	2,141	2,078	2,142	2,012	2,143	2,009	2,009	2,009
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)																	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)																	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																	
企 業 債 現 在 高 (X)	29,098	28,193	27,410	26,571	25,393	24,132	24,121	22,813	22,739	21,411	21,256	20,058	19,855	18,759	18,631	18,631	18,631

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
	(計面前5年度)	(計面前4年度)	(計面前3年度)	(計面前々年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)	(計面前年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)
収 益 的 収 支 分	1,015	1,249	1,010	982	1,193	1,346	1,226	1,279	1,263	1,284	1,135	1,154	1,222	1,010	1,106	1,106	1,106
うち基準内繰入金	169	1,021	900	919	1,044	1,018	1,026	1,095	1,005	1,099	873	988	936	865	891	891	891
うち基準外繰入金	846	228	110	63	149	328	200	184	258	185	262	166	286	145	215	215	215
資 本 的 収 支 分	377	97	78	52	66	46	46	61	82	68	45	54	68	49	96	96	96
うち基準内繰入金	93	78	66	51	48	45	45	55	35	61	31	48	34	44	36	36	36
うち基準外繰入金	284	19	12	1	18	1	1	6	47	7	14	6	34	5	60	60	60
合 計	1,392	1,346	1,088	1,034	1,259	1,392	1,272	1,340	1,345	1,352	1,180	1,208	1,290	1,059	1,202	1,202	1,202

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (計画)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (計画)	平成27年度 (計画第5年度) (決算)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	50.2	93.2	93.8	97.7	93.6	97.7	90.6	97.9	90.7	98.2	89.2	98.5	87.8	98.8	92.2	
資本費 (円又は%)	135	117	114	113	126	115	128	115	128	115	129	114	123	113	115	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	70.3	56.6	63.8	80.3	77.3	46.4	44.5	60.0	59.6	79.6	79.0	80.0	79.4	79.3	79.4	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	32.8	38.2	33.1	32.6	37.0	39.9	38.2	38.7	39.1	38.8	39.0	36.2	39.2	33.2	36.9
	うち基準内繰入金 (%)	5.5	31.2	29.5	30.5	32.4	30.2	32.0	29.5	31.1	33.2	30.9	31.0	30.0	28.4	29.7
	うち基準外繰入金 (%)	27.3	7.0	3.6	2.1	4.6	9.7	6.2	5.6	8.0	5.6	8.1	5.2	9.2	4.8	7.2
	資本的収入分 (%)	25.3	3.5	4.2	5.8	6.4	1.2	1.2	2.4	3.3	5.8	4.3	5.1	6.6	4.9	8.3
	うち基準内繰入金 (%)	6.2	2.8	3.6	5.7	4.6	1.1	1.1	2.2	1.4	5.2	3.0	4.5	3.3	4.4	3.1
	うち基準外繰入金 (%)	19.1	0.7	0.6	0.1	1.8	0.1	0.1	0.2	1.9	0.6	1.3	0.6	3.3	0.5	5.2

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
  - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
- (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
  - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
  - ※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
  - ※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
  - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
  - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
  - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行料金は多摩地区、特に近隣自治体と比較して高水準となっているため、維持管理費の削減等で一定の経営改善努力を実施した上でなければ料金改定は困難と考えざるを得ない。また使用料収入については、節水意識の高まり、省資源（節水）型機器の普及により、一般家庭水量を上回るファミリー世帯や事業者等の大口使用者が増えない限り、大きな伸びは見込めないと考えている。
2 他会計繰入金の見込み	毎年度10億円以上の繰入金を充当している状態である。一般会計においても厳しい財政状況であるため繰入金の削減を目指し体制の改善が必要と考えている。平成17年度より資本費平準化債を発行したことで繰入金をその相当額分減じたが、資本費平準化債の発行額が増えている。下水道会計の全体構造を考慮した中で平準化債の発行額を制御していかなければならず、今後も繰入金については一般会計予算と十分調整を図りながら、必要額を充当したいと考えている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成7年度末に汚水整備率100%となったため大規模投資は行わない予定である。今後の見通しとしては平成24年度から浸水対策として都市計画道路の整備計画と合わせた雨水管整備を行う予定である。また管渠の通常の維持管理、必要な施設の更新や耐震化等を計画的、効率的に実施していきたいと考えている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	旧資金運用部資金の繰上償還のための資金については民間資金からの借入を想定した。借入時期は各償還時、利率2.00%、据置期間なし、償還期間は本債の残存年限とした。旧公営企業金融庫資金については繰上償還のための資金を地方公共団体金融機構からの借入とし、利率2.50%、借入時期、据置期間及び償還期間は旧資金運用部資金と同様に想定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	職員数の削減は全市全体で取り組むこととしており、定員適正化計画の数値目標では平成17年度の職員数946名を平成22年度に856名とする、純減数90名、純減率9.5%を数値目標としていた。実績として平成22年度には825名まで削減し、純減数121名、純減率12.8%、進捗率134.4%と目標数値を達成している。公共下水道事業としても退職者不補充及び組織改正により平成19・21・22年度に各1名削減し、職員数の適正化を進めている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	平成21年1月より東京都の制度に準拠した給与構造改革を実施した。都表への移行に伴い、給料表の4分割化を実施し、職員の昇給の号級数を1号給から4号給とし、初任給及び昇格昇給基準を改正した。地域手当については、14.5%を国基準の10%に改正した。その他、扶養・住居・通勤手当などの制度内容を変更した。なお、給与制度移行に伴う現給保障は行っていない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	技能労務職員のあり方についても平成21年1月の給与構造改革に伴い、都表への移行となった。下水道課には該当する職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	平成16年7月1日より従前にあった1号給の昇給を廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	市から職員互助会への助成額は、20年度2,263万円、21年度1,199万円、公費負担率では20年度46.7%、21年度32.7%と毎年度事業を精査し削減を行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	平成16年度から18年度までの3か年で市内秋津町にある秋津汚水中継ポンプ場の自然流下切替工事を行った。平成16・17年度はシールド・推進工法部分の工事(約1km)を行い一部供用開始となり維持管理費の削減ができた。また平成18年度は自然流下にするためのポンプ場までの管渠築造工事(約0.2km)を行い全面供用開始となった。この事業の完成により毎年度の電気代等の維持管理費に加え、定期的に更新が必要な機械等の維持管理費についても削減できた。平成23年度には下水道積算システムの導入台数を2台から1台に削減し、ハードウェアのシステム構成を見直すことで、毎年度必要とされる経費の縮減に努めている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	平成19年度より業務の一部(下水道施設の維持管理業務、排水設備の完了検査業務等)を財団法人新都市建設公社に委託し、業務の効率化や安定化に努めている。今後は、少数精鋭の中でサービス供給を維持していくため、委託業務内容の拡大や多摩地域での広域化などを模索し、更なる経費削減に努めていく。なお、当特別会計は指定管理者やPFIの活用になじむ施設を保有していない。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	④	現在の使用料は平成12年度に改定したもので、年間の収入は約20億円となっている。年間の地方債元利償還金が使用料収入を上回ることから料金改定が必要と認識しているが、料金ランクは多摩地域、特に近隣市と比較上位に位置しており、償還金が多いことを理由とした使用料改定に対して使用者の理解を得ることは困難であると考えている。今後も下水道未接続世帯に対し戸別訪問やリーフレットの配付等の普及活動を行い、有収率の向上に努めていく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①	財務状況は毎年12月の市報で、人事行政の運営状況については毎年9月の市報でそれぞれ公表している。
○ 行政評価の導入	②	平成13年度から18年度まで毎年改良を重ねながら事務事業評価を実施してきた。平成19年度より、従来の事務事業評価に替わる事業点検を実施し、限られた経営資源の再配分を行うために、市または市役所内部の強み、弱みと、市民ニーズや市民利益といった外部環境という2つの視点から、486の事務事業について、4つの方向性(拡大、現状維持、適正化、凍結又は廃止)に仕分ける作業を行った。
4 その他	③	IIの③に関する施策は基本的には雨水整備の事業認可を取得し雨水管整備を進めることで対応しているが、費用対効果を考え大規模整備だけを行うのではなく、市道に雨水浸透施設を設置することや宅地内への雨水浸透施設設置助成事業を積極的に行うことで全体の投資額軽減を図っていく。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成19・21・22年度とそれぞれ1名ずつ職員定数を削減し、平成23年度は下水道積算システムの見直しを行い、経常経費の縮減に努めている。今後については、現在の事務量を考えると当面は職員数の削減は難しい状況となっているが、外部委託化、嘱託職員又は再任用職員への切り換え等、人件費の削減を模索していく。(IV・1)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	毎年度の使用料収入は約20億円となっており、今後も大きく使用料収入が伸びることは困難であると見込んでいる。平成33年度末まで地方債元利償還金が20億円を超える見通しであることを勘案すると料金改定が必要と認識している。しかし、元利償還金が多いことを理由とした料金改定を使用者に理解してもらうことは困難であると考えている。今後も下水道未接続世帯解消に向けた取組みを継続していく中で適切な情報公開と維持管理経費の削減を行い、使用料改定を視野に入れて使用者から理解が得られるように努力をしていく。(IV・3)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料収入を大幅に超える元利償還金から、今後も多額の一般会計繰入金が必要となることが予想されるが、秋津汚水中継ポンプ場の自然流下切替事業の完成による維持管理費の削減、繰上償還に伴う高金利債から低金利債への借換えによる利子支払経費の削減等により繰入金の増を抑制したいと考えている。(IV・2)
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	当初計画	当初計画	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	延長計画	延長計画	
			(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)
収入の確保	①	処理区域内人口(A)	147,515	148,940	150,709	152,758	153,443	154,118	152,972			154,796	152,468	155,477	151,655	156,161	150,993	156,849	150,790			
		増減		1,425	1,789	2,049	685	675	-471	6,603	5,457	678	-504	681	-813	684	-662	687	-203	3,406	-2,653	
		水洗便所設置済人口(B)	144,734	146,364	148,388	150,649	151,653	152,422	151,330			153,248	150,909	154,077	150,146	154,911	149,581	155,751	149,407			
		増減		1,630	2,024	2,261	1,004	769	-323	7,688	6,596	826	-421	829	-763	834	-565	840	-174	4,098	-2,246	
		水洗化率(C)	98.1	98.3	98.5	98.6	98.8	98.9	98.9			99.0	98.9	99.1	99.0	99.2	99.1	99.3	99.3	99.1		
		増減		0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.8	0.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.5	0.3
		有収水量(D)	15,689,464	15,803,502	15,780,938	15,832,616	16,022,511	16,096,215	15,701,850			16,170,257	15,758,642	16,244,640	15,589,475	16,319,366	15,258,229	16,394,435	15,038,881			
		増減		114,038	-22,864	51,678	189,895	73,704	-320,661	406,751	12,386	74,042	56,792	74,383	-169,157	74,726	-311,246	75,069	-213,246	371,824	-983,630	
		使用料単価(E)	132	128	129	128	127	125	126			125	125	125	125	124	124	124	126	126		
		増減		-4	1	-1	-1	-1	-2	-7	-6	0	-1	0	0	-1	-1	0	1	1	-3	-1
	料金改定率(F)	94.9	98.6	98.1	98.3	98.4	98.3	98.3			98.3	98.7	98.3	98.8	98.3	98.9	98.3	98.2	98.2			
	増減		3.7	-0.5	0.2	0.1	-0.1	3.7	-0.1	3.4	3.4	0.4	-0.4	0.1	0	0	0	0	0	-1	-0.1	-0.2
	②	その他																				
	経営の効率化	③	管理運営費	4,403,517	3,262,387	3,134,283	3,047,259	3,258,218	3,284,100	3,255,380			3,289,104	3,203,180	3,289,005	3,215,845	3,154,619	3,125,636	3,000,487	2,976,053		
			増減		-1,141,130	-128,104	-87,024	212,059	24,782	-3,938	-1,119,417	-1,148,137	5,004	-52,220	-99	12,685	-134,386	-90,209	-154,152	-149,583	-258,851	-283,265
		④	処理区域内人口1人当たりの管理運営費	30	22	21	20	21	21	21			21	21	21	21	21	21	19	20		
		増減		-8	-1	-1	1	0	0	-9	-9	0	0	0	0	-1	-1	-1	-1	-2	-1	
		⑤	汚水処理原価	263	137	137	131	135	128	137			128	127	141	126	141	137	125	136		
		増減		-126	0	-6	4	-7	4	-135	-124	0	-2	-1	3	1	-1	-5	-10	1		
		⑥	汚水処理原価(維持管理費)	66	60	69	65	64	66	66			65	64	66	63	70	62	72	72		
増減			-6	9	-4	-1	2	2	0	0	-1	-2	-1	2	-1	4	-1	1	-2	7		
⑦		使用料回収率	50.2	93.2	93.8	97.7	93.6	97.7	90.6			97.9	90.7	98.2	89.2	98.5	87.8	98.8	92.2			
増減			43.0	4.6	3.9	4.1	-3.7	-7.1	-7.4	7.3	7.2	8.5	8.5	8.0	9.3	9.0	11.0	11.0	6.0			
⑧	企業債現在高	29,098	28,245	27,594	26,873	25,116	24,132	24,121			22,813	22,739	21,411	21,256	20,058	19,855	18,759	18,631				
増減		-853	-649	-719	-839	-1,767	-1,981	-1,981	1,697	1,697	1,376	1,376	1,155	1,155	1,197	1,197	1,122	1,122				

(単位:千円・百万円)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	当初計画	当初計画	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	延長計画	延長計画		
			(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)
収入の確保	①	使用料収入	2,069	2,061	2,064	2,066	2,068	2,070															
		改善効果額		0	0	0	0	0	0														
		①有収水量の増加																					
		②使用料の適正化																					
	③収納率の向上																						
	④	その他																					
	改善効果額																						
	経営の効率化	③	管理運営費	4,404	5,721	4,736	3,779	3,978	3,977														
			うち職員給与費中の退職手当を除いたもの		74	75	75	76	76														
		改善効果額		45	43	41	41	41			211												
④		職員給与費の適正化		13	11	9	9	9			51												
維持管理費(上記以外の適正化)			32	32	32	32	32	32			160												
⑤		ポンプ維持管理費の削減																					
⑥	その他																						
改善効果額																							

当初計画改善効果額 合計 211  
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金) 210

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	当初計画	当初計画	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	延長計画	延長計画		
			(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)	(当計画前年度)
収入の確保	①	使用料収入	2,028	2,019	1,979							2,021	1,962	2,023	1,957	2,025	1,893	2,027	1,889				
		改善効果額																					
		①有収水量の増加																					
		②使用料の適正化																					
	③収納率の向上																						
	④	その他																					
	改善効果額																						
	経営の効率化	③	管理運営費				3,271	3,284	3,255			3,289	3,203	3,289	3,216	3,155	3,126	3,000	2,976				
			うち職員給与費中の退職手当を除いたもの				57	59	57			59	53	60	51	61	50	61	56				
		改善効果額				173	195	173			173	235	163	255	153	265	153	205	81.5	115.5			
④		職員給与費の適正化				17	19	17			17	23	16	25	15	26	15	20	80	113			
維持管理費(上記以外の適正化)						0.3	0.5			0.3	0.5	0.3	0.5	0.3	0.5	0.3	0.5	0.3	0.5	1.5	2.5		
⑤		下水道維持管理システムの見直し																					
⑥	その他																						
改善効果額																							

(単位:千円・百万円)

注1 計画前年度において使用料単価150円/m <sup>2</sup> (20m <sup>2</sup> 当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m <sup>2</sup> 未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。	延長計画改善効果額 合計 A	81.5	115.5
注2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、特外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)	延長期間が2年の場合に加盟する改善効果額 B	0	0
注3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの削減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、特外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)	普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加盟する額 C	1,129.0	1,129.0
注4 「延長計画」に計上した施策に係る改善効果額欄には、「当初計画」に計上した施策に係る改善効果額欄を含まないこと。	A+B+C	1,210.5	1,244.5
注5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にしたい。 【平成21年度地方公営企業決算状況調査】	<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	857	857

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …………… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

未確定分(行政経営課よりの資料提出まち)

- (収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)
- 使用料適正化の考え方 料金ランクは近隣自治体との比較で既に上位に位置しており現在の経済状況等を勘案すると料金改定は困難であると考えている。広域的な委託化及び維持管理費の削減を進めてから料金改定を行いたいと考えている。
  - 民間委託の取組状況 平成19年度より下水道施設の維持管理業務、排水設備の完了検査業務等を財団法人新都市建設公社に委託している。
  - その他に記入された項目に関する取組等

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【新規計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	平成23年度からの計画期間となる第4次行政改革大綱に掲げた方針に基づき、正規職員・再任用・嘱託職員の総数が1,100名程度になるよう職員数を適正化するとともに、普通会計において職員1人当たり市民200人を目標とする。また、引き続き事務事業の見直し、借地料の見直し、関連団体等への補助金適正化、指定管理者制度導入を始めとするアウトソーシング業務の拡大等に取り組む。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	平成23年度からの計画期間となる第4次行政改革大綱に掲げた方針に基づき、地方債を計画的に管理し、公債費比率10%以下を維持する。また地方債(*)の発行額を公債費の範囲内に抑える財政運営を行い、地方債残高を減らす（(*)普通債と下水道事業債）。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	下水道事業における委託業務範囲の拡大、低利債への借換による公債費減等により、一般会計からの基準外繰出し金の適正化を図る。また、料金についての見直し検討を行う。
4 その他	市税等収納率の向上を始めとする財源確保策に取り組む。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方針をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。  
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標										計画合計(計画)	計画合計(決算)		
		平成18年度(計画前5年度)(決算)	平成19年度(計画前4年度)(決算)	平成20年度(計画前3年度)(決算)	平成21年度(計画前2年度)(決算)	平成22年度(計画前年度)(決算見込)		平成23年度(計画初年度)(計画)	平成23年度(計画初年度)(決算)	平成24年度(計画第2年度)(計画)	平成24年度(計画第2年度)(決算)	平成25年度(計画第3年度)(計画)	平成25年度(計画第3年度)(決算)	平成26年度(計画第4年度)(計画)	平成26年度(計画第4年度)(決算)	平成27年度(計画第5年度)(計画)	平成27年度(計画第5年度)(決算)				
	職員削減数(現員)	△17人	△12人	△27人	△50人	△18人	△124人	△24人	△24人		△12人	0.0		0.0		0	△24人	△36人			
	実質公債費比率	11.8	7.1	6.7	5.0	4.3		3.4	4.0	3.8	4.1	4.0	3.8	4.3	3.9	4.3	5.2				
	地方債現在高	37,255	37,071	37,824	37,411	38,772		40,465	40,263	39,820	40,403	38,884	41,148	38,509	42,447	38,136	42,116				
1, 2, 3	事務事業の見直し(上段:単年度のみ効果、下段:累積する効果)	1.4	0.0	12.1	4.3	8.5		借地料の見直し(9.9)	8.9		30.0		6.9		5.9		36.1				
	改善効果額	60.1	39.5	18.0	238.6	143.2		22.7	19.6		19.6		25.9	借入建物返還(5.0)	31.3						
	改善効果額	61.5	99.6	129.7	360.5	507.9	1,159.2	9.9	31.6	9.9	72.3	9.9	75.1	14.9	105.4	14.9	135.7	59.5	420.1		
1	人件費決算額(普通会計)	9,473.6	9,192.3	9,156.2	8,282.8	8,726.4		7,930.7	8,408.5	7,930.7	7,919.0	7,930.7	7,673.0	7,930.7	7,673.0	7,930.7	7,836.0				
	職員定数の適正化、給与・諸手当制度の適正化					職員数の適正化(138.2)		職員数の適正化(184.3)	職員数の適正化(183.0)		職員数の適正化(91.5)		住居手当等改定(4.4)		給与改定△0.2%(13.1)						
	改善効果額	135.7	417.0	453.1	1,326.5	1,464.7	3,797.0	213.9	212.6	213.9	304.1	213.9	308.5	213.9	321.6	213.9	321.6	1,069.5	1,468.4		
	改善効果額																				
	改善効果額																				
	改善効果額																				
							計画前5年間改善効果額 合計	4,956.2											改善効果額 合計 A	1,129.0	1,888.5
														Aのうち公営企業会計加算分 B			1,129.0	1,129.0			
														(Bの内訳)下水道事業特別会計への加算額			1,129.0	1,129.0			
														〇〇会計への加算額							
														A-B			0.0	0.0			
														<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)							

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。  
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
 3 「Aのうち公営企業会計加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。